平成２４年（フ）第３４８号
相模原市南区磯部1405番地１　アラモード103
債務者　長綱　　亘
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３５４号
相模原市中央区上矢部４丁目13番29号
債務者　中尾　鳴年
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７４号
新潟市東区向陽３丁目３番地18　向陽荘１号、前住所新潟市北区木崎2761番地124
債務者　堀川　三作
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０３号
新潟市江南区五月町２丁目９番72号
債務者　奈良橋直美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７３号
新潟市中央区姥ヶ山２丁目４番６号
債務者　インデグラフこと　安藤　裕司
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７４号
新潟市中央区姥ヶ山２丁目４番６号
債務者　安藤　康子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５４号
京都府木津川市加茂町駅東１丁目５番地３　シャーメゾン加茂Ｂ101号
債務者　辛口料理店タリカロこと　植田　里香
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９０号
京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町３番地１
債務者　瀧山　桂子（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
堺市北区金岡町1988番地寿マンションⅡ号館403
債務者　湯田　昇三
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５５号
堺市北区北花田町４丁108番地２　アロハ食堂内
債務者　アロハ食堂こと　森下　雅己（旧名雅美）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５７号
堺市美原区南余部西１丁目１番３―310号
債務者　田中　俊子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６１号
大阪府松原市天美我堂５丁目３番地の12　コージィーコート201号室、住民票上の住所大阪府松原市天美我堂３丁目255番地の34
債務者　岡　　潤治
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８６４号
堺市東区日置荘北町２丁26番60―103号、前住所大阪市旭区高殿５丁目５番12号
債務者　神田　昌美
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８５号
堺市北区南長尾町３丁１番１―204号、前住所堺市北区南長尾町４丁１番６―166号
債務者　山田　豊子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８９号
大阪府大阪狭山市池尻自由丘１丁目１番13号―209号
債務者　森田かおる
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８９８号
大阪府富田林市喜志町１―３―23　サンシティーリーブハイム102号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市大井４丁目12番25号
債務者　浜田　和臣
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１３号
堺市西区草部1021番地　８棟502号、前住所堺市西区菱木２丁2115番地12
債務者　竹本　久子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係